

新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活について
(令和2年11月24日～)

別府市教育委員会

別府市における11月24日からの学校生活について、下記のとおりとしますので、保護者の皆様にはご理解・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

なお、最新の情報を受けて対応を変更する場合があります。その際は、学校連絡網等でお知らせいたします。

1. 保健管理等に関すること

(1) 健康観察の徹底

○毎朝の検温実施、風邪症状の有無の確認について

①家庭での健康観察

登校前に各家庭で健康観察を行い「健康観察カード」に記入の上、学校に提出してください。

風邪症状のある園児児童生徒については、登校（園）を控えるようにしてください。その場合は、「出席停止」の扱いとなります。

②学校での健康観察

登校（園）指導として、校舎・教室に入る前に「健康観察カード」の記入状況を確認し、家庭で登校

（園）前に検温をしていない園児児童生徒に対しては体温を測定します。使用した体温計は1回ごとに消毒します。授業中や休み時間等も随時健康観察を行い、登校後に風邪症状がある場合は、他の園児児童生徒と離れて待機するようにし、保護者の方にお迎えをお願いします。

(2) 感染症対策の徹底

○クラスターの発生リスクが高い3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努めます。

『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、
【密閉】換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
【密集】多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
【密接】近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

○基本的な感染症対策

①校内でのマスク等の着用の考え方

園児児童生徒及び教師は学校教育活動において原則としてマスクを着用します。（着用するマスクの色や柄は問いません）ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合などはマスクを着用する必要はありません。また、園児児童生徒等本人が息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

②手洗い、手指消毒等の徹底

石けんでの手洗い（登校直後、体育の授業後、外遊びの後、給食前後、トイレの後など）を徹底することや手指用消毒液の活用、咳エチケット実践などの基本的な感染症対策に関する指導を行います。

③教室内の換気

気候上可能な限り窓は常時開けておきます。エアコン使用時は、30分に1回以上（数分間程度）2方向の窓を同時に全開して換気を行います。

④配席の工夫等

児童生徒の間隔は、1mを目安に学級内で最大限の間隔を取り、児童生徒が向き合わないよう配席します。一時的に机を向かい合わせてグループ学習を行うことも可とします。また、理科室や、家庭科室等、児童生徒が向き合う配席の特別教室を利用する場合は、長時間のグループワークや近距離での会話を避けま

⑤消毒液を使った清掃の実施

校内において園児児童生徒が利用する場所のうち、特に手を触れる機会の多いドアノブ、手すり、スイッチなどは1日に1回以上、消毒液を使用して清掃を行います。

(3) 免疫力を高める指導

○十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるようお願いします。

(4) 医療的ケアが日常的に必要な園児児童生徒や基礎疾患等のある園児児童生徒について

①登校の判断

主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、個別に登校（園）を判断します。なお、登校しない判断をした場合、「出席停止」の扱いとなります。

②学校教育活動における感染症対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員は自身の発熱等の風邪症状の有無の確認を徹底し、一層の感染症対策を行います。また、校外活動に際しては、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けます

※家族の中に基礎疾患等を有する方が同居しており、不安がある場合も同様に対応します。

(5) 海外から帰国した園児児童生徒等への対応について

○帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」に当該地域が検疫強化対象国として追加された以降の滞在歴がある園児児童生徒又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある園児児童生徒は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経た上で、健康状態に問題がなければ登校することができます。

(6) 心のケアについて

○学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等により、園児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアに適切に対応します。

(7) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

○新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、偏見や差別が生じないように十分配慮します。

○特に感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為が無いよう指導します。

2. 学習指導に関すること（小中学校のみ）

(1) 臨時休校に伴う学習の遅れについて

○必要に応じて土曜授業を活用します。

(2) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

○共用の教材、教具、情報機器などを使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行います。

○感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、年間指導計画の順序を変更する等工夫します。

3. 部活動に関すること（中学校のみ）

(1) 各部の活動について

○部活動は感染症対策を徹底したうえで通常活動とします。

○部活動中は、「3つの密」が重ならないよう、実施内容・方法を工夫するとともに、生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させます。

4. 学校給食に関すること

(1) 学校給食について

○感染症対策を徹底したうえで、引き続き通常給食を行います。

(2) 給食時間の感染防止対策について

○給食の前後は、石けんを用いた手洗いと消毒を徹底します。

○喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導します。

○給食当番を行うにあたっては、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、マスクを着用しているか、手指は確実に洗浄したかななどを必ず確認します。